

『雇用保険』適用拡大のお知らせ

～65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となります～

平成28年12月末までは65歳以上の労働者は、雇用保険に新たに加入することはできませんでしたが、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者も所定の要件を満たせば「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となり、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要となりました。



適用例は次のようなケースです

- ① 平成29年1月1日以降に、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
- ③ 平成28年12月末時点で「高年齢継続被保険者」である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
(③の場合ハローワークへの届出は不要です)

※雇用保険の適用要件は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあることなどです。

※65歳以上の方の雇用保険適用に伴う保険料は、事業主、労働者とも平成31年度までは免除となります。

この制度変更の詳細は、厚生労働省、都道府県労働局のホームページまたは、事業所管轄のハローワークにお尋ねください。

労働トラブル解決制度のご案内

配置転換に応じない、退職の条件が折り合わない等、事業主と労働者の間の労働条件等に関する紛争の円満解決に向け、公平・中立の立場のあっせん員が労使の話し合いをとりもちます。



労働者の代表
(労働組合役員)

公益の代表
(大学教授、弁護士)

使用者の代表
(企業経営者)

手続は簡単・無料！
秘密厳守で、迅速な解決を目指します

※福知山市内でのあっせん開催も可能です。
また、労働組合との紛争にも対応しています。

京都府労働委員会事務局 075-414-5733 <http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/>